

会議結果報告書

令和4年5月25日

会議の名称	令和4年度 第1回志木市児童福祉審議会
開催日時	令和4年5月25日（水）午後1時30分～午後2時45分
開催場所	志木市役所 第2庁舎 第4・5会議室
出席委員	石井英男会長、中村和子副会長、磯真砂子委員、白川美津江委員、佐藤聡子委員、中村勝義委員、浅見智子委員、清水成那委員、高橋恵美子委員、細田大二郎委員、細矢菜美委員（計11人）
欠席委員	大熊啓太委員（計1人）
説明員職氏名	平田保育課長、 金澤子ども支援課主席主幹兼子ども家庭総合支援室長、 平間子ども支援課主査（計3人）
議事概要	1. 開会 2. 自己紹介 3. 議題 （1）令和4年度の新規事業等について （2）令和4年度の審議会スケジュール（案）について （3）その他
結果	審議内容の記録のとおり（傍聴者なし）
事務局職員	大熊子ども・健康部長、飯田子ども支援課長、平田保育課長、金澤子ども支援課主席主幹兼子ども家庭総合支援室長、清水子ども支援課主幹、平間子ども支援課主査、松永子ども支援課主任

審 議 内 容 の 記 録

1. 開会

石井英男会長が開会を告げる。

志木市情報公開条例第5条第1項により市の附属機関の会議は原則公開であると規定されているため、本審議会は公開の対象となる旨の説明を行った。

2. 自己紹介

事務局の自己紹介を行った。

3. 議題

(1) 令和4年度の新規事業等について

①平田保育課長より、一時保育事業の拡充について説明を行った。

○概要説明

在宅で子育てをしている保護者のリフレッシュについては、平成28年度より、公立保育園において年2回一時保育を受けることができるリフレッシュ保育クーポン券事業を実施しているが、令和4年度より新たに、コロナ禍において在宅で子育てをしている保護者の心理的・身体的負担を軽減し、よりよい子育てにつなげるとともに、保護者のリフレッシュを目的とした一時保育事業を開始する。

具体的な内容として、一時保育料を1日2,000円から1,500円に引き下げるとともに、心理的にも身体的にも子育ての負担が大きい多生児の保護者の一時保育料の利用料相当分(1,240円)を免除するものである。また、支援を必要とする子育て家庭の支援につながるよう、所得に応じた利用者の負担軽減を図り、生活保護世帯、非課税世帯、年収360万円未満の世帯については、給食費を含む一時保育料を全額免除する。

なお、リフレッシュ保育クーポン券については、令和3年度で配布を終了した。有効期限は令和5年7月までであるので、リフレッシュ保育クーポン券事業は令和5年度をもって終了する。

②金澤子ども支援課主席主幹兼子ども家庭総合支援室長より、本市における児童相談の実施状況について説明を行った。

○概要説明

平成29年度から令和3年度までの児童相談件数の推移として、令和3年度は令和2年度と比較して、実人数は増加し、延べ件数は減少している状況

である。一方、令和2年度は実人数が減少し、延べ件数が増加している状況である。

虐待の種別としては、いずれの年度においても、心理的虐待によるものが多く、年齢区分については、未就学児が全体の半数を占めている。

また、子ども支援課内にある子どもと家庭の相談室での相談件数については、年々増加傾向にあり、育児としつけに関する相談が多くなっている状況である。

③金澤子ども支援課主席主幹兼子ども家庭総合支援室長より、子ども家庭総合支援室における事業について説明を行った。

○概要説明

令和4年度より新たに子ども支援課内に「子ども家庭総合支援室」を設置し、母子保健担当と密に連携を図ることで、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、継続支援が必要なケースは個別支援計画を作成し、予防も含めた必要な支援を実施する。

また、新たな取り組みとして、子育て応援サポーターが、子育て支援センターや乳幼児健診の会場に出向き、心配ごとや困りごとを抱えている子育て家庭に対して、必要な情報を提供するとともに、配慮が必要な子育て家庭などを把握し、関係機関につなぐ「出張子育てサポーター事業」を開始する。

さらに、年下の兄弟等や障がい、病気のある親や祖父母の世話や介護をしながら通学や仕事をしている18歳未満の子ども、いわゆる「ヤングケアラー」が抱える問題を教育部門や福祉部門などの関係機関と連携し対応することにより、子どもが健やかに成長できるよう支援する。

具体的には、埼玉県のヤングケアラー講座を活用し、児童・生徒及び学校関係者等がヤングケアラーに対する認識を深め、学校における支援体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーについて、広く市民に周知を図るため、庁内関係機関と連携を図り、市民や市内関係団体を対象とした啓発講座などを実施する。

加えて、子ども家庭総合支援室において、ヤングケアラーに関する相談の受け付けを行っていく。

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：子育て応援サポーターはどのような人が実施するのか。

説明員：保育士の資格を持つ者が実施していく。

委 員：ヤングケアラーは問題になっている。今後の展開をどのように考えているのか。

説明員：家事・育児の支援の必要性を感じている。まずは現状を把握し、どのようなサービスを新たに展開すべきなのか検討していきたい。

委員：現状把握は難しいと考える。どのように把握することを考えているのか。

説明員：各学校の養護教諭に協力をいただき、把握していきたい。

委員長：高校生については把握が漏れるのではないか。

事務局：高校生については、埼玉県が高校の教員に対して、研修会を実施しているところであり、ヤングケアラーに該当するケースを把握した場合は、市に連絡をいただくことを依頼している。

委員：埼玉県内は把握できるかもしれないが、都内に進学している子どもは把握が漏れるのではないか。

事務局：今年度は、まず啓発活動を進めていくことを準備している。

会長：他市から転入してきた方や核家族の方などは、誰かが気がついてあげないと、制度を利用しようと思わない方が多い気がする。親に啓発するよりも、あらゆるところに啓発を行う必要があるのではないか。また、ヤングケアラー支援や虐待件数の減少を図るためには、市から行動を起こすべきであると考えます。

説明員：困った方に対する支援制度の案内をしっかりと行っていきたい。

会長：すぐに子どもを預けたいといった緊急性のある方に対応できる体制づくりについても今後検討を行っていただきたい。

事務局：緊急に保護が必要な方については、訪問を行い実態を確認する。また、時間外であっても警察で対応し、児童相談所と市で連携を図っている。加えて、緊急サポート事業もある。

委員：4月から始まった一時保育事業の利用者はどのくらいいるのか。

説明員：リフレッシュクーポンの有効期限内であるため、現在のところ、新制度の利用者いない。

委員：新聞でヤングケアラーがたくさんいることを知った。把握することは難しいが早期に対応を取っていただきたい。

(2) 令和4年度の審議会スケジュール（案）について

平間子ども支援課主査より、令和4年度の審議会スケジュール（案）について説明を行った。

令和4年度の児童福祉審議会は全3回を予定している。第2回については10月下旬、第3回については令和5年3月下旬を予定している。開催日については、後日事務局より連絡する。

質疑なし。

(3) その他
なし

4. 閉会

石井英男会長が閉会を告げる。